

平成15年4月30日付け基発第0430004号「ボイラー構造規格及び圧力容器構造規格の全部改正について」新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>圧力容器構造規格（平成15年厚生労働省告示第196号。以下において「新規格」という。）関係</p> <p>第2 細部事項</p> <p>52 第64条関係 （1）第1項関係 ア～ス 略</p> <p>セ <u>安全弁と容器の間又は安全弁の吹出し先に止め弁その他の閉止装置を設けてはならないこと。</u></p> <p>ただし、次のいずれかに該当する場合にはこの限りでないこと。 （ア）略 （イ）<u>ボイラー及び圧力容器安全規則第75条第1項ただし書の第一種圧力容器について、閉止装置を安全弁の検査又は修理のために必要最小限の時間閉止するとき以外のときは常に全開し、かつ、これをみだりに操作できないよう、施錠、封印又はこれらと同等以上の措置を講じ、併せて操作禁止の表示札の取付けを行う場合（安全弁と容器の間に閉止装置を設ける場合に限る。）</u></p> <p>なお、閉止装置を閉止した場合は、次の措置をすべて講じること。 ～ 略</p> <p><u>（ウ）引火性又は有毒性の蒸気を発生する第一種圧力容器であって</u></p>	<p>圧力容器構造規格（平成15年厚生労働省告示第196号。以下において「新規格」という。）関係</p> <p>第2 細部事項</p> <p>52 第64条関係 （1）第1項関係 ア～ス 略</p> <p>セ <u>安全弁を第一種圧力容器に附設された管に設ける場合には、安全弁と容器の間に止め弁その他の閉止装置を設けてはならないこと。</u></p> <p>ただし、次のいずれかに該当する場合にはこの限りでないこと。 （ア）略 （イ）<u>所轄労働基準監督署長が性能検査の運転時検査を認めている事業場であって、当該事業場に設置された第一種圧力容器について、閉止装置を安全弁の検査又は修理のために必要最小限の時間閉止するとき以外のときは常に全開し、かつ、これをみだりに操作できないよう、施錠、封印又はこれらと同等以上の措置を講じ、併せて操作禁止の表示札の取付けを行う場合</u></p> <p>なお、閉止装置を閉止した場合は、次の措置をすべて講じること。 ～ 略</p>

安全弁の吹出し先がフレアスタック等に通じる配管に連結されているものについて、容器の運転中は閉止装置を常に全開し、かつ、これをみだりに操作できないよう、施錠、封印又はこれらと同等以上の措置を講じ、併せて操作禁止の表示札の取付けを行う場合（安全弁の吹出し先に閉止装置を設ける場合に限る。）

(2)略

(2)略